

## 大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成25年10月17日

岡山市長 大森雅夫

### 1 届出事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ 築港店

所在地 岡山市南区築港元町5番3 ほか

#### (2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目305番地2

代表者の氏名 代表取締役 栗本 建三

#### (3) 変更事項

##### ① 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 届出書添付図4に記載のとおり

(変更後) 届出書添付図3に記載のとおり

##### ② 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前9時00分

(変更後) 午前0時00分（24時間）

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時00分

(変更後) 午後12時00分(24時間)

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前6時30分から午後10時00分まで

(変更後) 午前0時00分から午後12時00分まで(24時間)

エ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 5箇所 位置は届出書添付図4に記載のとおり

(変更後) 4箇所 位置は届出書添付図3に記載のとおり

オ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時30分から午後9時00分まで

(変更後) 午前5時00分から午後9時50分まで

(4) 変更年月日

平成25年10月13日

2 届出年月日

平成25年9月26日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成25年10月17日から平成26年2月17日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業振興・雇用推進課